

TPPは関税やサプライチェーンに どのような影響を与えるか

高橋 俊樹 *Toshiki Takahashi*

(一財) 国際貿易投資研究所 研究主幹

要約

- ・日本のTPPでの最終的な関税の撤廃率は95%であるが、日本以外の11カ国の平均撤廃率は99%~100%である。したがって、日本がTPPメンバー国への輸出において、関税が削減される全品目にTPPを利用すれば、5,000億円を超えるTPP11カ国に支払っている関税の多くを削減することが可能だ。
- ・TPPを利用した日本の乗用車の輸出においては、半数弱のTPPメンバー国への輸出でTPPは効果的と見込まれる。TPP発効後の当面の間においては、一般的には既に発効済みのEPAを利用した方がTPPよりも有利であるはずであるが、乗用車や自動車部品に限らず、機械類・繊維製品でも即時撤廃が多いTPPの利用メリットの方が高い場合もある。
- ・TPPは中堅・中小企業が多い工作機械や金型などの関連企業に対して、これまでの内向きな姿勢に変化をもたらし、海外への志向を後押しする。また、中国やタイで生産している日本の繊維関連企業に対して、TPPの効果を最大限に発揮できるように、グローバル戦略の再検討を迫っている。

はじめに

本稿では、TPP各国の関税水準の

現状を説明し、各国で公表されたTPP譲許表などの資料を基に、TPPが発効した場合にそれぞれの国の物

品市場へのアクセスがどう変化するかを探っている。また、TPP や日中韓 FTA、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）における関税率を比較し、それぞれの FTA の発効による関税削減のメリットの違いを推測している。さらに、自動車部品などの輸出において、TPP と日本との EPA（経済連携協定）の譲許表を比較し、日本企業が TPP と既存の EPA のどちらを活用した方が関税削減の効果が高いのかを明らかにしている。

1. TPP の関税の撤廃率と支払額

(1) TPP は工業製品の関税をほぼ撤廃

もしも、TPP が発効したならば、日本の TPP メンバー国に支払っている関税の多くは、最終的には削減される。特に、農産物を除いた工業製品については、関税はほとんど撤廃される。

第 1 表のように、TPP が発効すれば、日本以外の 11 カ国平均での工業製品の即時撤廃率は 86.9%になる。

第 1 表 TPP の関税撤廃率

(品目数ベース、%)

	工業製品		農林水産品	
	即時撤廃率	関税撤廃率	即時撤廃率	関税撤廃率
米国	90.9	100.0	55.5	98.8
カナダ	96.9	100.0	86.2	94.1
ニュージーランド	93.9	100.0	97.7	100.0
オーストラリア	91.8	99.8	99.5	100.0
ブルネイ	90.6	100.0	98.6	100.0
チリ	94.7	100.0	96.3	99.5
マレーシア	78.8	100.0	96.7	99.6
メキシコ	77.0	99.6	74.1	96.4
ペルー	80.2	100.0	82.1	96.0
シンガポール	100.0	100.0	100.0	100.0
ベトナム	70.2	100.0	42.6	99.4
日本以外の11カ国	86.9	99.9	84.5	98.5
日本	95.3	100.0	51.3	81.0

(資料) 「TPP における関税交渉の結果」平成 27 年 10 月 20 日、内閣官房 TPP 対策本部資料より作成

マレーシア、メキシコ、ペルー、ベトナム以外の国の即時撤廃率は90%を超える。日本以外の11カ国の工業製品の最終的な関税撤廃率は99.9%と高水準である。

日本の工業製品の即時撤廃率は95.3%と高く、最終的な関税撤廃率は100%に達するので、日本は工業製品の関税撤廃では最も進んでいる国の1つである。したがって、工業製品においては、段階的な関税撤廃の品目があるものの、最終的にはTPPの関税はほぼ0%に近づくことになる。

一方、日本以外の11カ国平均の農林水産品の最終的な関税撤廃率は98.5%であり、工業製品のようにほぼ100%ではない。中でも、日本の農林水産品の関税撤廃率は81%にとどまるので、日本の自由化率の低さが目立つ。ただし、農林水産品については、日本以外の国でも工業製品ほど関税撤廃率が低い国もある。カナダの農林水産品の最終的な関税撤廃率は94.1%であるし、メキシコとペルーも96%台である。

(2) 日本の TPP への関税支払額は約 5,000 億円

TPP や日中韓 FTA、RCEP などのメガ FTA が発効すれば、物品の貿易において、関税を引き下げることができる。TPP は RCEP と比較して参加メンバーにおける先進国のシェアが高い分だけ、平均的には削減できる関税率そのものは低いものの、品目によっては大きな関税引き下げを期待することができる。

第2表は、2013年に日本が TPP や日中韓 FTA、RCEP などのメンバー国へ輸出をする際の関税支払額を推計したものである。日本のそれぞれのメンバー国への輸出額に輸出相手国の一般に適用される関税率 (MFN 税率:加重平均) を掛けて計算した。第2表の TPP や RCEP においては、FTA が利用される割合やメンバー国との間で既に存在する日本との EPA を利用した関税支払額の削減を考慮していないので、実態を正確に反映したものではないものの、1つの参考指標になりうると思われる。

日本の 2013 年の世界への輸出額は約 70 兆円であったが、日本が TPP メンバー11 カ国へ輸出した場合の

関税の支払い額は約 5,400 億円と見込まれる。中でも米国へは約 2,800 億円関税を支払っていると推測される。オーストラリア、マレーシア向けでは 700 億円弱、ベトナムとメキシコへは 500 億円前後の関税を支払って

いる。

日中韓 FTA では、中国へは約 5,800 億円、韓国へは約 4,400 億円の関税支払いとなり、全体で約 1 兆 200 億円になっていると見込まれる。ASEAN 向けでは約 4,800 億円にな

第 2 表 日本の TPP、日中韓 FTA、RCEP への関税支払額（2013 年）

		日本の関税支払額 (100万ドル)	円換算後の日本の関 税支払額(億円)
TPP		5,485.2	5,353.6
	米国	2,912.8	2,842.9
	オーストラリア	695.3	678.6
	ベトナム	536.8	523.9
	マレーシア	670.6	654.6
	カナダ	269.7	263.3
	メキシコ	484.6	472.9
AFTA(ASEAN10)		4,944.5	4,825.8
	インドネシア	749.6	731.6
	フィリピン	416.4	406.4
	タイ	2,375.9	2,318.9
日中韓FTA		10,460.1	10,209.1
	中国	5,938.2	5,795.7
	韓国	4,521.8	4,413.3
RCEP(ASEAN、日中 韓などの16カ国)		16,669.0	16,268.9
	インド	534.3	521.4
	オーストラリア	695.3	678.6

(注 1) 円換算は、2013 年の円対ドルレートを 1 ドル 97.6 円で行った。

(注 2) TPP や RCEP 全体の関税支払額の計算は、①個々のメンバー国の MFN 税率(加重平均)を日本のメンバー国への輸出額のウエイト（シェア）で加重平均しメンバー国全体の MFN 税率（加重平均）を計算、②メンバー国全体の MFN 税率に日本のメンバー国全体への輸出額を乗じる、ことにより求めた。

(資料) WTO、World Tariff Profiles 2015、Global Trade Atlas（GTA）、GTI より作成

り、RCEP へは約 1 兆 6,300 億円の関税を支払っていると推測される。したがって、RCEP 向けの関税支払額が最も大きく、次いで日中韓 FTA 向けとなり、TPP 向けは RCEP の約 3 分の 1、日中韓 FTA の約 2 分の 1 の水準になる。

日本の TPP での最終的な関税の撤廃率は 95%であるが、日本以外の 11 カ国の平均撤廃率は 99%~100%である。したがって、日本が TPP メンバー国への輸出において、関税が削減される全品目に TPP を利用すれば、5,000 億円を超える TPP11 カ国に支払っている関税の多くを削減することが可能だ。

(3) 高い TPP における無税の品目の割合

TPP は高い自由化率で合意したが、TPP を利用しなければ、各国とも品目によっては高い関税を支払わなければならないことになる。高関税の代表的な品目としては、米国ではトラックや繊維・アパレル、乳製品・砂糖、カナダでも乳製品・家禽類などが挙げられる。

TPP 合意前 (2011 年) の TPP 参加

国の高関税品目を列挙すると、カナダはチーズなどの乳製品に約 250%、マレーシアは飲料・たばこに約 120%、メキシコは砂糖・菓子に約 60%、ベトナムは飲料・たばこに約 44%、米国は乳製品に 19%の関税を課している。ブルネイでは電気機器に 13%の関税を課している。各国とも、総じて農産物や食料・飲料品、あるいは衣類の関税が高い傾向があり、日本でも、コメ、豚肉・牛肉、乳製品などの関税が高い。

米国の 2014 年の自動車輸出は 1,400 億ドルであるが、そのうち TPP メンバー国向けは 880 億ドルを占める。米国の TPP 交渉相手国の自動車の最高関税率は 70%である。米国のハイテク精密機械や科学技術機器の輸出は 1,244 億ドルであったが、TPP 向けは 540 億ドルとなる。TPP 交渉相手国の機械機器の最高関税率は 70%であった。米国的大豆・大豆製品の輸出は 300 億ドルであったが、TPP 向けは 55 億ドルとなる。TPP 交渉相手国の大豆・大豆製品の最高関税率は 30%であった。

TPP では、各国とも高関税の品目を抱えてはいるものの、実際の 50%

第3表 TPP 各国の関税率（MFN 税率）の税率別分布（2014 年、％）

国	品目	無税	0<=5	5<=10	10<=15	15<=25	25<=50	50<=100	>100	従量税 の割合
オーストラリア	農産物	77.0	22.5	0.1	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.9
	非農産物	45.9	49.5	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ブルネイ	農産物	98.5	1.4	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1
	非農産物	79.6	17.4	1.4	0.3	1.2	0.1	0.0	0.0	0.1
カナダ	農産物	59.3	9.1	16.2	5.8	1.5	1.8	1.2	5.0	12.3
	非農産物	75.9	5.8	10.7	1.3	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0
チリ	農産物	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	非農産物	0.3	0.0	99.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
日本	農産物	36.6	17.7	16.9	7.3	11.3	6.2	0.7	2.5	11.6
	非農産物	55.7	26.1	15.3	2.1	0.4	0.2	0.0	0.1	2.0
マレーシア	農産物	75.0	10.5	4.5	1.7	2.0	3.2	1.0	1.9	4.8
	非農産物	64.1	8.8	7.9	2.7	12.4	4.1	0.0	0.0	0.1
メキシコ	農産物	18.4	4.3	26.2	8.4	32.9	3.9	4.5	1.2	4.7
	非農産物	55.2	7.0	14.8	11.8	11.0	0.2	0.0	0.0	0.1
ニュージーランド	農産物	72.4	27.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
	非農産物	62.5	31.3	5.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5
ペルー	農産物	34.7	0.0	57.7	4.4	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0
	非農産物	56.8	0.0	29.9	13.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
シンガポール	農産物	99.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2
	非農産物	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
米国	農産物	30.8	46.4	12.2	5.0	3.1	1.5	0.3	0.8	41.5
	非農産物	48.5	27.1	17.0	4.8	2.0	0.5	0.0	0.0	3.2
ベトナム	農産物	15.5	16.7	16.2	10.6	17.0	23.0	0.7	0.3	0.0
	非農産物	38.4	19.4	7.2	12.9	18.0	3.6	0.3	0.0	0.0

（資料）WTO、World Tariff Profiles 2015 より作成

を超える品目の全品目に占める割合は大きくはない。2014 年における TPP 各国の MFN 税率（一般的に適用される関税率）の無税率と有税率の分布をみると（第3表）、農産物で無税の品目の割合が 70%以上の国は、オーストラリア、ブルネイ、マレーシア、ニュージーランド、シンガポールの 4 カ国である。非農産物で無税の品目の割合が 70%を超える国は、ブルネイ、カナダ、シン

ガポールの 3 カ国である。マレーシアとニュージーランドは 60%台、日本とメキシコとペルーは 50%台であった。

MFN 税率が無税（0%）である品目は、TPP を利用しなくても税関で関税を支払う必要はない。TPP を利用する品目は、無税以外のものとなる。無税以外の品目で、MFN 税率が 5%以下の品目の割合が多いのは、オーストラリア、ブルネイ、日本、マ

レーシア、ニュージーランド、米国、ベトナムである。5%～10%以下の割合が多いのは、カナダ、チリ、ペルー、メキシコである。シンガポールでは、ほぼ全品目が無税である。農産物で、MFN 税率が 50%を超える品目の割合が相対的に多いのは、カナダ、日本、マレーシア、メキシコである。

2. TPP の関税削減効果

(1) 日中韓 FTA、RCEP よりも低い TPP の関税率

TPPや日中韓 FTA、あるいは RCEP を利用したならば、一般的な輸入で適用される関税率 (MFN 税率) をどのくらい削減できるのかは、最も関心があるところである。既に発効している FTA の関税削減効果を測る指標として、一般的な MFN 税率から FTA 加盟国に適用される関税率 (FTA 税率) を差し引いた関税率差を挙げることができる (関税率差 = MFN 税率 - FTA 税率)。関税率差は、その値が大きければ大きいほど関税削減効果が高いことになる。

この FTA の関税率差を計算する

には、各国の実行関税率表などに記載されている MFN 税率とともに、FTA の関税削減スケジュール表 (譲許表) を入手しなければならない。なぜならば、譲許表には、FTA で約束した品目別の段階的な関税削減スケジュールが掲載されているからだ。

既に発効済みの ACFTA (ASEAN 中国 FTA) や AFTA (ASEAN 自由貿易地域) はもちろんのこと、2015 年 10 月に合意したばかりの TPP でも各国ごとに譲許表が公表されている。しかし、RCEP の物品市場アクセス交渉では、まだ関税削減のイニシャル・オファーを提出した段階であり、日中韓 FTA も含めてまだ譲許表は完成されていない。つまり、現時点では、日中韓 FTA、RCEP の正確な関税率差を計算することができない。

第 4 表は、TPP、日中韓 FTA、RCEP の各加盟国の MFN 税率や輸入品目数などをリストアップしたものである。さらに、各国の MFN 税率を基に、各国の域内輸入額で加重平均した TPP、日中韓 FTA、RCEP などの FTA 全体の MFN 税率を掲載している。

その結果、2013 年における TPP の

MFN 税率（加重平均）は 2.7%であり、日中韓 FTA と RCEP は 4.5%と 4.4%であった。TPP の MFN 税率（加

重平均）が他の 2 つ FTA よりも低いのは、TPP12 カ国の中で、シンガポール、ブルネイ、ニュージーランド、

第 4 表 TPP、日中韓 FTA、RCEP における関税率と関税率差（2013 年）

		MFN税率(加重平均) (A)、%	輸入額(10億ドル)	FTA税率(見込み) (B: 10年後)、%	関税率差 (A-B)、%	MFN品目数
TPP		2.7	4,905.3	0.1	2.6	
	シンガポール	0.5	367.2			9,557
	ブルネイ	1.5	3.5			9,915
	ニュージーランド	2.3	39.2			7,510
	チリ	5.9	79.2			7,784
	米国	2.2	2,168.2			11,233
	オーストラリア	4.1	226.3			6,185
	ベトナム	5.1	130.7			9,557
	ペルー	1.8	43.3			7,584
	マレーシア	4.4	203.3			9,411
	カナダ	3.1	450.7			7,250
AFTA(ASEAN10)	メキシコ	5.0	371.8			12,272
	日本	2.1	821.9			9,610
		3.8	1,236.8	0.2	3.6	
	ブルネイ	1.5	3.5			9,915
	シンガポール	0.5	367.2			9,557
	インドネシア	4.4	185.0			10,011
	マレーシア	4.4	203.3			9,411
	フィリピン	4.3	65.7			10,276
	タイ	6.6	248.5			9,564
	ベトナム	5.1	130.7			9,557
	カンボジア	8.0	9.2			9,557
日中韓FTA	ミャンマー	5.6	16.6			9,820
	ラオス	10.0	7.1			9,557
		4.5	3,019.7	1.0	3.5	
	日本	2.1	821.9			9,610
RCEP(16カ国)	中国	4.6	1,688.2			13,069
	韓国	8.0	509.6			12,298
		4.4	4,961.4	1.0	3.4	
	AFTA(ASEAN10)	3.8	1,236.8			
	日中韓	4.5	3,019.7			
	インド	6.2	439.4			11,472
	オーストラリア	4.1	226.3			6,185
	ニュージーランド	2.3	39.2			7,510

（注）本表での TPP、日中韓 FTA、RCEP の MFN 税率（加重平均）は、構成国の世界平均 MFN 税率をそれぞれの輸入額の加重平均で求めた。ミャンマーの MFN 税率(加重平均)だけが 2015 年、それ以外は 2013 年のデータ。

（資料）WTO、World Tariff Profiles 2015 より作成

米国、ペルー、日本の MFN 税率が 3%未満であるからである。すなわち、先進国のメンバーが多い TPP では、途上国の割合が多い RCEP よりも MFN 税率は低くなりがちである。

日中韓 FTA の MFN 税率が TPP よりも高いのは、日本は 2%台であるものの、韓国が 8.0%と高率であるためである。RCEP においては、インドの MFN 税率の 6.2%が全体の MFN 税率を引き上げている。ちなみに、第 4 表のように、ASEAN10 カ国からなる AFTA 全体の MFN 税率は 3.8%であった。TPP とまではいえないが、ASEAN の MFN 税率はかなり低下している。

(2) 最も低い TPP の関税削減効果

第 4 表では、TPP や日中韓 FTA、RCEP の仮の FTA 税率を置いて、関税率差を計算している。第 4 表では、TPP が発効してから 10 年後の TPP の FTA 税率を 0.1%、そして日中韓 FTA と RCEP の FTA 税率を 1.0%と恣意的に仮定している。なお、AFTA の FTA 税率 0.2%は、発効後 10 年ではなく、2013 年から 10 年後の税率を見込んだものである。

ちなみに、AFTA4 カ国（インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム）全体の 2013 年における加重平均による AFTA の FTA 税率は 0.6%であった。また、この 4 カ国に中国を加えた ACFTA5 カ国の FTA 税率は 1.2%であった。これらの FTA 税率は、AFTA の 1993 年の発効から 20 年、ACFTA の 2005 年の発効から 8 年経過した成果である。

TPP の FTA 税率を仮定したことにより、第 4 表のように、TPP の関税率差は 2.6%になり、日中韓 FTA と RCEP の FTA 税率は 3.5%と 3.4%になった。したがって、これらの関税率差を比較すると、日中韓 FTA や RCEP の関税削減効果の方が TPP を上回る。これは、TPP の FTA 税率が日中韓 FTA/RCEP の FTA 税率よりも低くなっているものの、TPP の MFN 税率（加重平均）も日中韓 FTA と RCEP の MFN 税率を下回っているからである。

TPP や RCEP が発効し、TPP や RCEP の FTA 税率が計算できれば、より正確な関税率差を計算することができる。しかし、現時点では難しいので、第 4 表から大雑把に見積も

ると、「RCEP」と「TPP」との関税率差の差分は0.8% (3.4%－2.6%) になる。すなわち、100万円の輸入で、TPPを利用した場合の関税削減額は、RCEP利用よりも全品目平均で8,000円ほど少ないと見込まれる。

(3) メガ FTA 利用による 1 社当たりの関税削減額

ACFTA を利用して中国が ASEAN から輸入する場合の関税削減額は、2013 年では 46 億ドルに達する。これは、中国の ASEAN からの輸入額の 2.4% に相当する。これに対して、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムの 4 カ国の中国からの輸入における関税削減額は、合計で 48 億ドルであった。これは、4 カ国の中国からの輸入額の 3.9% に該当する。

つまり、現地日系企業が ACFTA を利用する時、中国で ASEAN から輸入するよりも、これら ASEAN4 カ国で中国から輸入する方が全品目平均で 1.5% (3.9%－2.4%) も多く関税率を削減することができる。1,000 万円輸入する場合は、15 万円の差が生じる。

TPP が発効し関税がほとんど撤廃

された場合、2013 年の日本の TPP 利用時の関税削減可能額は 55 億ドルになる。この日本企業が TPP を利用した場合の関税削減額を日本の輸出企業 1 社当たりに換算すると、その関税削減額は 2,537 万円となる^(注1)。この 1 社当たりの関税削減額は、輸出企業数は 6,503 社、日本企業の FTA 利用率を 3 割として計算しているので、輸出企業数や利用率が上昇すれば変化する。また、1 社当たり 2,537 万円という TPP の関税削減額は、そっくりそのまま日本企業の収益になるのではない。なぜならば、日本は TPP 交渉相手 11 カ国の中で、2016 年 4 月の時点では既に 8 カ国^(注2) と EPA を締結済みであるからだ。既に EPA を活用している国に対しては、TPP の関税削減効果は割り引いて考えなければならない。

さらには、FTA の関税削減効果は一義的には輸入企業に発生する。日本企業が輸出企業であった場合には、輸出拡大による間接的な効果しか享受できない。しかしながら、日本の場合、輸出の半分は親子間取引であるため、少なくとも関税削減効果の 2 分の 1 以上の利益を得ることが可

能だ。

同様に、日中韓 FTA における日本の関税削減額を試算すると、それは 63 億ドルとなる。1 社当たりの関税削減額は 2,922 万円となる。日本は中韓との間で FTA を結んでいないため、日中韓 FTA においては、関税削減効果は純増となり割り引く必要はない。

RCEP においては、日本の関税削減額は 110 億ドルである。1 社当たりの関税削減額は 5,090 万円となるが、周知のように日本は RCEP 交渉参加国の中で、ASEAN・インド・オーストラリアの計 12 カ国と既に FTA を締結済みである。すなわち、RCEP においては、日本は主に中国、韓国、ニュージーランドらの 3 カ国との間で新たに関税削減効果を得ることになる。この中で、中韓とは、日中韓 FTA と RCEP の発効時点や関税自由化の度合いによってどちらを主に利用するかが決まることになる。

以上のように、TPP、日中韓 FTA、RCEP のようなメガ FTA が発効すれば、日本は新たな関税削減効果を期待することができる。本稿での試算では、既に発効している国との関税

削減額を割り引いて考えると、FTA 活用により関税削減額の大きいのは RCEP、日中韓 FTA、TPP の順番ということになる。

3. TPP は自動車部品や機械類などの輸出を伸ばすか

(1) 自動車部品の輸出で TPP と EPA のいずれを利用するか

TPP を利用した日本の乗用車の輸出においては、半数弱の TPP メンバー国への輸出で TPP は効果的と見込まれる。この理由として、第 1 に、TPP メンバー国の中で、日本との EPA を結んでいない米国・カナダ・ニュージーランドでは、TPP を利用すれば乗用車の関税削減の効果を得られることが挙げられる。第 2 には、TPP メンバーの中で既に日本と EPA を締結している国は 8 カ国あり、一般的には EPA の発効が TPP よりも先行している分だけ関税削減の効力では EPA の方が有利なはずであるが、TPP では関税が即時撤廃されるケースが多いため、TPP の利用がより有効な場合が想定されるためである。

同様な観点から、自動車部品であ

第5表 TPP におけるギアボックスの関税削減スケジュール（譲許表）

HSコード	品目	関税撤廃・最終税率等	米国	カナダ	ニュージーランド	オーストラリア	ブルネイ	チリ
870840	自動車部品：ギアボックス及びその部分	関税撤廃時期	即時撤廃 (ベトナムへは10年目に撤廃)	即時撤廃	無税	即時撤廃：トラクター向けギアボックス・部品、3年目撤廃：ギアボックス・3年目撤廃：乗用車・救急車・クレーン車等特殊車両向けのギアボックス・部品(2015年1月発効)	即時撤廃：ギアボックスの部品。3年目撤廃：ギアボックス・完全に組み立てられないもの(乗用車向け)。7年目撤廃：ギアボックス・完全に組み立てられないもの(乗用車以外) (2008年7月発効)	即時撤廃(2007年9月発効)
		ベースレート(2010年MFN税率)	0%～2.5%	0%～6%	0.0%	0%：トラクター向け 5%：乗用車、貨物自動車、特殊車両向け	20.0%	6.0%
		最終税率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		日本との既存EPA				トラクター向けは無税、その他向けはベースレート5%を5年をかけて0%に削減。(2015年1月発効)	撤廃済：完全に組み立てられた製品も完全に組み立てられない製品も、20%のベースレートを即時撤廃か、4年目に撤廃。(2008年7月発効)	撤廃済：乗用自動車向けは即時撤廃、トラクター・貨物自動車などのそれ以外は6%のベースレートを6年かけて0%まで均等に削減。(2007年9月発効)

HSコード	品目	関税撤廃・最終税率等	メキシコ	マレーシア	シンガポール	ペルー	ベトナム	日本
870840	自動車部品：ギアボックス及びその部分	関税撤廃時期	即時撤廃	即時撤廃	無税	無税	6年目撤廃：貨物自動車向け・救急車・消防車・クレーン車等10tを超えるもの向け、11年目撤廃：乗用車向け、貨物自動車向け・救急車・消防車・クレーン車等10tを超えるもの向け、トラクター向け	無税
		ベースレート(2010年MFN税率)	0%～5%	0%：トラクター向け 25%：乗用車、貨物自動車、特殊車両向け	0.0%	0.0%	3%～27%、15%乗用車向け、貨物自動車向け・救急車・消防車・クレーン車等10tを超えるもの向け3%、貨物自動車向け・救急車・消防車・クレーン車等10tを超えるもの向け10%、トラクター向け27%	0.0%
		最終税率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		日本との既存EPA	撤廃済：オートマチック・トランスミッション向けは即時撤廃、メカニカル・トランスミッション向けは18%のベースレートを10年かけて、その他は18%ベースレートを10年かけて0%まで均等に削減。(2005年4月発効)	トラクター向けは即時撤廃、その他は25%のベースレートを2010年に撤廃(2006年7月発効)	無税(2002年11月発効)	無税(2012年3月発効)	組み立てられていないもの：3000cc以下の乗用車向けは6年目に5%適用し11年目(2019年)に撤廃、3000cc超は関税削減を除外 組み立てられたもの：トラクター・乗用車向けは11年目に関税を撤廃 20tを超える貨物自動車向けなどは3%のベースレートを維持 部品：乗用車向けは6年目に関税撤廃、トラクターの部品向けには発効から30%のベースレートを適用し18年目には5%まで削減(2009年10月発効)	

(注) MFN 税率は FTA を利用しないときに支払う一般的な関税率、日本との既存 EPA は日本とそれぞれの国との 2 国間 EPA を指す。

(資料) 各国の TPP・日本との EPA 譲許表より作成

るギアボックス・同部品の輸出において、TPP の関税削減効果が既存の EPA よりも有効かどうかをまとめてみた（第 5 表参照）。ギアボックス・同部品においては、既にニュージーランド、シンガポール、ペルー、日本では関税が無税（0%）になっている。したがって、これらの国の中で日本を除く 3 カ国への輸出では、TPP の利用による関税削減効果を得ることができない。日本が TPP を利用して輸出を行う場合、関税削減効果を得られるのは、TPP 交渉相手 11 カ国の中で、この無税の 3 カ国以外の 8 カ国ということになる。

関税削減効果を得られる 8 カ国の内、TPP の発効により、ギアボックス・同部品のベースレート（MFN 税率：一般的に適用される関税率）が即時撤廃されるのは、米国、カナダ、チリ、メキシコ、マレーシアの 5 カ国である。この中で、米国とカナダは日本との EPA をまだ締結していないので、TPP の発効が日本との EPA の締結よりも早ければ、TPP を利用して関税を削減することになる。

残りの、チリ、メキシコ、マレーシアの 3 カ国においては、日本との

EPA が発効し、既に関税は撤廃済である。したがって、日本のこの 3 カ国への輸出では、TPP が発効するまでは EPA を利用し、そのあとは原産地規則やその手続きなどの面を比較検討し、EPA か TPP かのいずれかを選択すればよい。

TPP メンバーの中で、ギアボックス・同部品の関税を段階的に削減するのは、オーストラリア、ブルネイ、ベトナムの 3 カ国である。この中で、オーストラリアとブルネイは日本との EPA において既に関税を撤廃済みである。このため、日本のオーストラリアとブルネイへの輸出では、当面は日本との EPA を利用し、TPP における段階的削減が終了した品目については、TPP と EPA の利便性を比較してどちらかを選択すればよい。

ベトナムについては、日本との EPA では、組み立てられていない 3,000 cc 以上の乗用車向けなどのギアボックスの一部の品目は除外されているものの、乗用車向けのギアボックスの部品は発効から 6 年目、トラクターや乗用車向けのギアボックスについては 11 年目（2019 年）に関税を撤廃することになっている。

一方、TPP ではギアボックス・同部品は 6 年目と 11 年目の 2 回に分けて関税を撤廃することになる。したがって、TPP の発効が 2018 年にずれ込んだとしても、全体的には当面は日本との EPA を活用する方がメリットを多く得られる。

ただし、日本との EPA では、組み立てられた 20 トンを超える貨物自動車向けなどにおいては、3%のベースレートを維持することになっているため、当面は EPA を活用し、TPP の段階的削減による関税撤廃が実現する時点が近づいたならば TPP に切り替えていくことが考えられる。

(2) TPP は機械類・繊維製品の輸出を後押し

TPP が発効すれば、金属鑄造用鑄型枠やマシニングセンター、衣類などの関税は削減され、域内の輸出は促進される。しかも、TPP の関税削減により大多数の自動車部品の輸出は拡大すると見込まれるが、それに伴いマシニングセンターや金型なども内外への供給が増えると予想される。

TPP は域内の輸出や投資を活発化

させるため、中堅・中小企業が多い工作機械や金型などの関連企業に対してこれまでの内向きな姿勢に変化をもたらし、海外への志向を後押しすると考えられる。

それは、繊維産業においても同様であり、化合繊維の糸・織物、毛織物、絨毯、衣類では即時撤廃の品目もあり、タオルの一部では関税は 5 年目に撤廃される。TPP では原産地規則で糸、織物、縫製品の 3 工程で域内生産を求めるヤーンフォワード・ルールが導入されたものの、供給不足が見込まれるショートサプライ・リストに掲載された域外産の品目は、リストに盛り込まれた要件を満たせば域内産と認められる。

同リストは、5 年で削除される一時的な 8 品目を含んでおり、その他の恒久的なものを含めると 187 品目に及ぶ。中国などから材料を調達しているベトナムには、TPP を利用した繊維製品の対米輸出を拡大する道が開かれたと思われる。

したがって、日本企業は TPP を活用し日本から米国やカナダに輸出を拡大するだけでなく、ベトナムやマレーシアを利用した対米輸出の可能

性を探ることが求められている。つまり、中国やタイで生産している日本の繊維関連企業は、TPP の効果を最大限に発揮できるように、グローバル戦略の再検討を迫られている。ただし、将来において、タイ、インドネシア、中国、カンボジアなどが TPP に参加すれば、その時は新たな参加メンバーに応じた戦略の見直しが必要になる。

(注 1) 高橋俊樹、『メガ FTA 活用の支援体制を急げ』、国際貿易投資研究所、ITI コラム NO23、2014 年 9 月 4 日、を参照

(注 2) 日本は、TPP 交渉相手国 11 カ国中、シンガポール、ブルネイ、マレーシア、チリ、ペルー、ベトナム、メキシコ、オーストラリアの 8 カ国とは既に FTA/EPA を発効済み

(参考文献)

石川幸一、馬田啓一、高橋俊樹編著(2015)、

『メガ FTA 時代の新通商戦略—現状と課題』、文眞堂

助川成也、高橋俊樹編著(2016)、『日本企業のアジア FTA 活用戦略—TPP 時代の FTA 活用に向けた指針』、文眞堂

高橋俊樹、『FTA はどのような機械機器部品や農産物に効果的か』、国際貿易投資研究所、季刊「国際貿易と投資」96 号、2014 年

高橋俊樹、『TPP はりんごの輸出を後押しするか』、国際貿易投資研究所、ITI コラム NO28、2016 年 3 月 7 日

高橋俊樹、『TPP は乗用車の輸出を促進するか』、国際貿易投資研究所、フラッシュ 270、2016 年 3 月 17 日

高橋俊樹、『TPP は機械・繊維の輸出に追い風』、国際貿易投資研究所、フラッシュ 274、2016 年 4 月 5 日

高橋俊樹、『日中韓 FTA への期待度を高めるにはどうすればいいか』、国際貿易投資研究所・文眞堂、世界経済評論インパクト NO626、2016 年 4 月 18 日